

## 認証区分C(現場発泡ウレタン施工事業者 原液事前審査) 製品認証審査要綱

2021年9月1日改訂

本審査要綱は、現場発泡ウレタン施工事業者を認証するにあたり、使用される JIS A 9526 認証取得ウレタン原液の審査を行い施工事業者認証の簡素化を図ることを目的とする。

審査に当たっては製造管理、現場での使用時を想定した性能の確認および、施工事業者への必要情報の提供に関し審査を行う。原液事前審査は現場発泡ウレタン施工事業者認証の一部を構成する審査であるため、原液に対してEI認証マークは使用できない。

対象申請者は JIS A 9526 認証取得会社である「原液製造事業者」、「他社製品として販売する目的で原液製造を受託する製造事業者」および「原液製造を委託する販売事業者」とする。

### 1. 認証の範囲

認証の範囲は、製品基材の当該JIS種類毎とする。

申請者は、当該JISに規定する種類について申請する範囲を定め申請するものとする。

表1. 認証の範囲

JIS 規格	基材の種類	認証の範囲
JIS A 9526	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム	A 種1、2、3、1H、2H

### 2. 書類審査

申請者は以下の書類を提出し書類審査を受ける。書類審査は申請時における形式審査を経て、審査委員会による本審査が行われる。季節対応処方について様式1以外に対応処方毎に性能確認が出来る資料の提出があった場合は、それらを一括して型式として認証することが出来る。

表2. 申請書類および書類審査内容

申請書	添付資料	書類審査内容	初回審査	更新審査	
様式1. 申請書(全認証区分共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社案内等</li> <li>・会社法人登記</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・JIS 認証書・付属書(写)および直近の定期認証維持審査の判定結果通知書(写)</li> </ul>	① 会社の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事</li> <li>・第三者認証が維持されている事</li> </ul>	○ 必要	× 不要
		② 申請事業区分の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事</li> </ul>	○	×
		③ 品質管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS 認証が継続している事</li> </ul>	○	○

【区分C ウレタン原液事前審査】

<ul style="list-style-type: none"> <li>申請対象製品が含まれているカタログ、施工マニュアル、製造仕様書等、又は品質証明書</li> </ul>	④ 製品を販売していることの確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請対象製品がカタログ等に含まれており、製品規格が記載されている事</li> <li>※カタログ等がない場合は、製品名・表示性能に係わる製品規格を記載した品質証明書(社判捺印要)を提出する事</li> <li>認証を受けようとする製品とそれ以外の製品が商品名等で明確に分けられており、消費者が混同しないようになっている事</li> <li>6ヶ月以上の製造実績を示す資料</li> </ul>	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>原液製造受託している場合</li> </ul>	⑤ 製造受託の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>原液製造を受託している場合はその事を示す契約書等</li> </ul>	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>原液製造委託している場合</li> </ul>	⑥ 製造委託の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>原液製造を委託している場合はその事を示す契約書、委託先の品質管理を確認するための組織図および検査頻度を示す資料</li> </ul>	○	○
	⑦ 製品区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請対象製品の商流(発注元、販売先等)が分かる事</li> </ul>	○	×
	⑧ 認証区分、品目と製品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施規定3.(1)に即した記載と内容である事</li> </ul>	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該認証区分申請の理由説明書</li> </ul>	⑨ 区分C(現場発泡ウレタン施工事業者 原液事前審査)とした理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請原液を(一社)日本ウレタン断熱協会会員に供給している等客観的事実に基づき説明されている事</li> </ul>	○	×
<ul style="list-style-type: none"> <li>「様式18.安全宣言書」</li> <li>ホルムアルデヒド放散等級 F4☆およびノンフロンであることの説明資料</li> <li><u>安全データシート</u></li> </ul>	⑩ 健康安全性及び環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は、製品が健康・環境に対して安全であることを宣言する事</li> <li>F4☆およびオゾン層破壊物質、地球温暖化ガスを使用していないことが外部公表資料等で説明されている事</li> <li>その他、安全が懸念される材料を製品に使用している場合は安全と判断した理由が説明されている事</li> <li><u>申請対象製品全ての安全データシート(SDS)が添付されている事</u></li> </ul>	○	○

【区分 C ウレタン原液事前審査】

<p>様式 3 6. 申請書</p>	<p>・申請された品種、グレード全ての原液使用標準 ・使用温度範囲の最高、最低温度で作成された試験体の JIS 発泡体物性値表</p>	<p>⑪ 申請対象製品の安定性と情報の伝達</p>	<p>・品種、グレード毎に定められた原液使用標準に以下の記載がある事 1)使用温度範囲 2)A 種1、2、1H、2H においては多層吹きにより内部スキン層を確保する旨の記載がある事 A 種3においては防湿層の施工を基本とする旨の記載がある事 3)防湿層を省略できる旨が記載されている場合には、判断根拠が公開されている事 <u>※本審査においては防露性能を審査しないが、本申請材料において防湿層を省略できる旨が記載されている場合は、ウレタン原液事前審査申請者が提供する防露計算に使用する材料物性(透湿係数、熱伝導率)等が住宅設計者等へカタログ、技術資料、計算例として公開されていることを示す資料を添付する。材料物性は公的試験機関の試験成績書等、測定時のスキン層の有無等が確認できる資料であることが望ましい。</u> 4)申請原液を使用して使用温度範囲の上限、下限温度で作成した JIS 発泡体の熱伝導率が全て JIS 規格値を満足している事 ・申請製品が JIS 認証範囲にあることが分かる事 ・申請製品の適切な発泡倍率範囲あるいは密度範囲が定められ、施工事業者に伝達する手段が決められていること ・以下の情報が施工事業者提供されていること 1)原液(イソシアネート成分):粘度、NCO 含有量(ロット毎) 2)原液(ポリオール成分):粘度、比重、水分(ロット毎) 3)反応性:クリームタイム(C.T.)、ライスタイム(R.T.) 4)サンプル特性:コア密度(ロット毎)(スキン層を含まない)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
------------------------	---	-------------------------------	---	----------	----------

【区分 C ウレタン原液事前審査】

品質管理関係書類	<p>・申請原液の製品規格、製造管理規格および QC 工程表</p>	<p>⑫実施している製品の検査内容及び頻度</p>	<p>・以下の項目の検査が行われていること</p> <p>1) 納入原料のロット検査項目</p> <p>2) 製造原料ロット毎に検査項目が定められていること</p> <p>3) 製造原料ロット毎に発泡試験が実施されて(反応速度 (CT、RT)、密度)記録保存期間が定められていること</p> <p>4) JIS 規格項目の検査頻度が定められ、記録保存期間が定められていること</p> <p>5) <u>製造・販売を自社のみで行う事業者にあつては、品質管理体制の各工程の責任者リストがあること。製造を委託している販売事業者にあつては、各項目の検査主体が定められていること。委託製造依頼先が管理を行っている場合にあつては、販売事業者が報告を都度受けていること</u></p>	○	○
----------	------------------------------------	---------------------------	---	---	---

※更新審査の場合：認証期間中に変更された安全データシートおよび外注製造工程管理審査関連資料において、前回審査時以降に変更があつた場合はその旨を添えて最新の資料を提出する。

4. 判定

審査委員会は、書類審査により JIS 認証の登録および更新が確認でき、かつ JIS 発泡体物性値がいずれも JIS 規格値を満たしていることが確認でき、さらに管理体制、頻度が定められ、現場施工に必要な情報が原液使用標準等により提供されていることが確認できた場合、(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材 区分 C(現場発泡ウレタン施工事業者 原液事前審査)製品として合格と判定し認証する。

事務局は速やかに申請者に対しその旨を通知するとともに、「様式7. 認証書」を申請者に対して発行する。

問題があると判定した場合は、申請者に対して「様式8. 不合格通知書」でその理由を報告し、改善対策について打診する。